

答申第18号



鎌公審査第49号  
平成10年3月26日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市公文書公開審査会  
会長 若杉 明

公文書不存在に対する異議申立てについて

(答申)

平成7年12月1日付けで諮問（諮問第15号）された平成6年3月から6月の市立御成小学校改築に関する業務委託のうち、（財）日本建築センターへの委託打診を行う際の主旨決裁書類その他一切の関係書類の公文書不存在処分の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成6年3月から6月の市立御成小学校改築に関する業務委託のうち、（財）日本建築センターへの委託打診を行う際の主旨決裁書類その他一切の関係書類は存在していないことが認められるので、教育委員会が行った公文書不存在処分は、結論において妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、教育委員会が平成7年11月7日付で行った公文書不存在処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立て人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア （財）日本建築センターとの交渉は、（社）文教施設協会との交渉が不可能となった後、平成6年7月7日の業務委託契約までの間に、13次にわたって行われているが、この間の交渉過程を示す公文書が一切存在せず、行政運用がいかに不透明なうちに行われているかが判る。

イ 委託契約締結までの間に作成された文書は、契約直前の7月6日に決裁した起案書のみであり、市民が知り得るのは交渉結果に過ぎず、行政過程における情報が作成されていないとすれば、行政の公開性・透明性はどのように保障されるのか。

ウ 鎌倉市公文書公開条例は第1条で、市政への市民参加と開かれた市政の実現をうたっているが、文書が存在しないのであれば、何を手がかりに理解や参加の糸口を得るのか。条例の本旨が行政の公開性にあるとすれば、公文書の作成・取得・管理は厳正かつ慎重に行われなければならないと考える。

## 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、公文書不存在の理由は、次のとおりである。

当該折衝は、（社）文教施設協会への委託が不可能となつたため、公共的な団体として（財）日本建築センターに対し委託契約の打診に入ったものであり、交渉の段階では、御成小学校改築準備の経過及び改築に当たつて文化財を損傷することなく学校を建設したい旨の説明を行い、本市の事情を理解してもらうよう努めた。

その結果、当方の事情を理解いただき、（財）日本建築センターから委託契約についての内諾を得ることができ、学校建築を数多く手掛けている東京都立大学名誉教授の長倉教授を委員長とする検討委員会を組織する運びとなった。

この間の交渉は、ほとんどが部長・課長・担当主査で出張し、その内容については、その都度口頭で教育長に報告して指示を仰ぎながら交渉したもので、復命書等の公文書は一切作成していないが、最終的には、これらの交渉の結果を決定事項として、（財）日本建築センターとの間で業務委託契約をすることについて決裁を得ている。

さらに、出張に伴う上司への文書報告については、何段階かにわたる折衝に当たり、そのつど文書は作成せずに、交渉の内容を上司に口頭で報告した後、新たな指示を仰いで次の段階に移るのが通例で、全てを文書にして報告するという事務処理は行われていなかったため、当該文書は作成していない。

#### 4 審査会の判断理由

(1) 鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第2条は、公文書の定義として「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画…であって、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定している。

そこで、本件異議申立てにおいては、教育委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、実施機関が管理している公文書が存在しているか否かの問題となる。

(2) この問題に関して当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取して審議を進めた結果、次のような結論に至った。

実施機関の職員は、市立御成小学校改築に関する業務を委託すべく複

数の団体と交渉を重ねてきたが、その経過については逐一頭で上司へ報告し、その判断を仰ぎながら進められてきたこと、さらに、折衝のための職員の出張に伴う上司への報告についても文書ではなく口頭で行い、最終的に合意が得られた段階において決裁文書が作成されたことが認められる。

これらの折衝過程の状況は、何らかの文書として残してしかるべきとも考えられるが、このような事務処理は、当時の慣行として一般的に行われており、本件についてもこの慣行に従って事務処理がなされたものと考えられる。

したがって、このような従来の事務処理上の慣行を前提とする限り、公文書の不存在をもって直ちに不当であるとは言えず、結論においては、本件公文書不存在処分は妥当性を有するものと判断する。

(3) 本件異議申立てに対する当審査会の判断は以上のとおりであるが、開かれた市政の実現を図り、もって市民と市との信頼関係を増進するという公文書公開制度の趣旨、目的からすれば、市の行う事務事業の執行過程の情報は、できるだけ市民に公開されるべきであり、この観点からすれば、折衝等の結果はどうであれ、その経過に関する情報は復命書や報告書のような文書として保存されるべきであると考える。

実施機関に対しては、今後、公文書公開制度の趣旨を十分に踏まえたうえで、より一層適切な情報管理が行われるよう要望する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審 査 会 の 处 理 経 過

開 催 年 月 日	處 理 経 過
7. 12. 1	諮詢（諮詢第15号）
12. 4	実施機関に対し、不存在理由説明書の提出要請
12. 15	不存在理由説明書を受理
12. 19	異議申立人に不存在理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
8. 1. 16	意見書を受理
1. 17	意見書の写しを実施機関へ送付
9. 12. 12	・審議（第46回審査会）
10. 2. 9	・審議（第47回審査会）
2. 2. 3	・審議（第48回審査会）
3. 4	・審議（第49回審査会）
3. 26	答 申